

平成30年度 短期給付の給付事業

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている

「法定給付」と「附加給付」(公立学校共済組合独自)が、あります。

- ※ 短期給付には、組合員証等を提示して保険医療機関等で受診した場合の自動給付(請求不要)と請求手続が必要な給付があります。(給付事由が生じた日から2年間で時効)
- ※ 給付金請求は、毎月10日締め、翌月10日(金融機関が休みの場合は翌日)に共済組合登録口座に送金します。(書類が完備されている場合に限る)
- ※ 請求手続等は、公立学校共済組合和歌山支部ホームページ <http://www.kouritu-wakayama.jp/> を活用してください。(わからない場合、まずは所属所の事務担当者に尋ねてください)

自動給付

給付事由	給付条件	給付名称	
組合員の病気や負傷	組合員が保険医療機関等で診療を受けたとき	療養の給付	
	組合員が入院時に食事療養を受けたとき	入院時食事療養費	
	65歳以上の組合員が、入院時に生活療養を受けたとき	入院時生活療養費	
	組合員が評価療養(先進医療、医薬品の治験にかかる診療等)または選定療養(予約診療、時間外診療等)を受けたとき	保険外併用療養費	
	組合員が指定訪問看護事業者から、指定訪問看護を受けたとき	訪問看護療養費	
	組合員が保険医療機関等で診療を受けた場合に、保険適用の自己負担金(医療費の3割)が25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は50,000円)を超えているとき	一部負担金払戻金	
被扶養者の病気や負傷	組合員における「療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に相当する給付	家族療養費	
	被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	家族訪問看護療養費(同附加金)	
	被扶養者が保険医療機関等で診療を受けた場合に保険適用の自己負担金(医療費の2割もしくは3割)が25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は50,000円)を超えているとき	家族療養費附加金	
高額療養費の組合員及び被扶養者	○70歳未満の場合 医療費の自己負担が高額療養費算定基準額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給	高額療養費	
	標準報酬月額		高額療養費算定基準額
	(83万円以上)		252,600円+(医療費-842,000)×1%【多数回該当 140,100円】
	(53万円~79万円)		167,400円+(医療費-558,000)×1%【多数回該当 93,000円】
	(28万円~50万円)		80,100円+(医療費-267,000)×1%【多数回該当 44,400円】
(26万円以下)	57,600円【44,400円】		

請求の必要な給付

給付事由	給付条件	給付名称
治療用装具等を購入したとき等	(1) 組合員がやむをえない事情により組合員証を使用しないで保険医療機関等で受診したとき (2) 制度的に組合員証が使用できないもののうち医師が治療上必要と認めたもの ・コルセットなどの治療用装具 ・看護およびはり、きゅう、あんま、マッサージ等	療養費 家族療養費
	組合員が保険医療機関等の診療を受けるため、病院または診療所に移送され、共済組合が必要と認めたとき	移送費 家族移送費
休業により出産	組合員が出産したとき(双生児以上を出産した場合には、その産児ごとに給付) 死産、流産(妊娠85日以上)も対象 ※ただし、胎児が4ヶ月以上の場合	出産費 (同附加金)
	被扶養者が出産したとき(その他の条件は、「出産費」と同様)	家族出産費 (同附加金)